

## 改正による主な変更点

	現行	改正後
＜労働者災害補償保険法＞		
審査請求等	労働者災害補償保険審査官に対する審査請求 労働保険審査会に対する再審査請求	処分庁に対する再調査の請求 労働保険審査会に対する審査請求
決定が遅延した場合の 手続	審査請求をした日から3カ月を経過しても審査請求について決定がないときは、再審査請求が可能	再調査の請求をした日から2カ月を経過しても再調査の請求について決定がされない場合その他決定をされないことにつき正当な理由がある場合は、審査請求が可能
取消訴訟	再審査請求がされた日から3カ月を経過しても判決がないときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、処分の取消しの訴えが可能	審査請求がされた日から3カ月を経過しても判決がないときその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、処分の取消しの訴えが可能
＜労働保険審査官及び労働保険審査会法＞		
題名の変更	労働保険審査官及び労働保険審査会法	労働保険に係る処分についての不服審査等に関する法律
審査請求等の期間	審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内になしなければならない。 再審査請求は、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内にななければならない。	再調査の請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月を経過したときは、することができない。 審査請求は、原処分に係る再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して2カ月を経過したときは、することができない。
その他		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>【再調査の請求について】 標準審理期間の設定</p> <p>【審査請求について】 標準審理期間の設定 手続の計画的進行 意見陳述における処分庁に対する質問 特定審査請求手続の計画的遂行 当事者等による物件の閲覧</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="flex: 1; text-align: center;"> <p>に係る規定を新設</p> </div> </div>